

第4章 市民活動推進の基本理念

1 市民活動推進計画の基本理念

市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、その自主性及び自発性の尊重を基本として、市、市民活動を行うもの及び事業者は、相互に尊重しつつ、対等の関係で、協力して市民活動の推進に努めるものとする。

市民活動推進条例においては、市民活動推進の基本理念として上記の通り規定していますが、本計画においては市民活動の歴史的潮流や具体的施策の視点から、「市民自らが参加主体として、社会の様々な問題解決のための役割を担い、社会が求める新しいサービスを創出していくことが求められている」という認識にたち、市民活動の自主性及び自発性を相互に尊重し、対等の関係で、協働して「社会の問題と課題の解決と必要なサービスの供給主体としての市民活動を推進し、心豊かな社会の実現に資する」ことを基本理念とします。

2 協働について

(1) 協働

市民活動団体と行政との協働は、これまでのように行政が一元的に公共的サービスの提供を行い、市民はそれを受けるという立場から、市民が主体的に参加し、組織化する市民活動団体と行政が対等の関係と立場により公共的サービスの役割分担を協力して行うものといえます。

また、さらに進んで既存の行政の発想にとらわれることのない、市民の視点・発想からの新しい公共的サービス・価値を生み出していくことでもあるといえます。

このことにより公共サービスの創出や一層開かれた行政運営の推進など、「市民自治」を実現する推進力となる可能性も期待できるところに社会的な意義があるといえます。

また、単に行政との役割分担と協力のもとで公共的サービス供給の一端を担うだけでなく、市民の視点・発想から行政に対してアドボカシー（行動を伴う社会提案）を通して行政改革や緩やかな社会変革までも含め、協働を推進していくものです。

(2) 協働の原則

市民活動団体と行政との「協働」においては、ともに対等の関係であり、同等の責任を負うこととなります。

しかし、現実の問題として双方の「人・物・金・情報」などの経営資源、特に資金力と情報量においては格差があるため、市民活動団体と行政との「協働」を実施していくためには、次の協働の原則を双方が確認して尊重していくことが不可欠です。また、行政による支援策・推進策を実施していく上でも、協働の原則を遵守していくことが求められます。

①対等の原則

市民活動団体の特性を発揮するためには、市民活動団体と行政は対等の立場に立つことが必要不可欠です。

②目的共有の原則

協働事業を実施するうえで公共的課題の解決を図るには、協働する目的と内容を共通認識することが必要です。

③相互自立・相互理解の原則

市民活動の社会的価値を認識して、双方が自立した存在として認め合い、協働するパートナー相互の特性や役割を認識し、相互理解することが必要です。

④役割分担の原則

役割分担は、常に相対的なもので、その境界は時代状況の変化によって変動して行くものであり、相互の合意に基づく役割分担を行うことが重要です。

⑤公開の原則

事業の実施にあたっては、市民活動団体と行政の協働のプロセスとその内容が広く市民に見えるよう公開されることが必要です。また、一定の条件を満たせば他団体も参入できることが必要です。

